

長野市農業委員会第 12 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 1 月 31 日 (水)
開始時刻 午後 3 時 00 分 終了時刻 午後 4 時 54 分
- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐 10 番 小林 清男
11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利 13 番 奥山 雅茂
14 番 山本 忠宏 15 番 祢津 光博 16 番 北澤 万正
17 番 横山 幸季 19 番 曾根 信一 21 番 近藤 利章
23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
7 番 長谷部 孝 18 番 高木喜久夫 20 番 花見ひとみ
22 番 宮崎 治夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 笠井 英明
係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美 主 事 成島 和沙
農業政策課
主 事 相澤 巧基
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第 108 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 109 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 110 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 111 号 農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明について
議案第 112 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第 113 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について
議案第 114 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた「農用地利用集積計画」の一部取消しの決定について
議案第 115 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の意見聴取について
議案第 116 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画 (機構配分)」の決定について
議案第 117 号 非農地決定について
報告第 36 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 37 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 38 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について

(2) その他農業委員会事務に係る事項について

議案第 118 号 令和 5 年 7 月 1 日の豪雨災害で被災した農地等復旧に対する要望について

議案第 119 号 農地の賃借料情報について

曾根会長代理 ただいまから第 12 回の総会を開催いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員 25 名中 21 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は、議席番号 7 番 長谷部孝委員、議席番号 18 番 高木喜久夫委員、議席番号 20 番 花見ひとみ委員、議席番号 22 番 宮崎治夫委員です。挨拶ですが、はじめに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 あらためまして皆さん、本日はご苦労さまでございます。長野市農業委員会の会長の青木でございます。冒頭、皆さまがたにも、能登半島大震災の命を失った方への黙とうをささげていただきましたけれども、非常に大惨事でございます。特に農地関係も、この春、作物が、いわゆる農家ができるかどうか分からないという、そういう状況、報告もいくつか私のほうにも既に入っております。とりわけ畜産関係が特にダメージが大きいということで、既に国だけではなくて県のほうにもいろいろな要請が入っております。具体的な形で、獣医さんとかそういったかたがたも派遣をするというようなお話も聞いております。いずれにいたしましても、家も、それからインフラも大事ですけれども、一番大切なのは、農業をやっておられたかたがたが命を落とされたということが一番、やっぱり心の中に重く残っているというのが私の正直なところでございます。いずれにしても一日も早い復旧とこれからの復興を応援したいというふうに思っています。

さて、私どもの農業委員会の活動ですけれども、新しい年を迎えまして、もう 1 カ月を過ぎようとしています。私の食卓でも早々とふき味噌が出たり、それから天ぷらも出てます。春が近しいことですが、いよいよ皆さんがたの圃場におきましても、そういった動きが始まるのではないかなというふうに思っております。

昨年 1 年間、それぞれの皆さんがたの担当する地域の人だとか、それから農地だとか、それから設備とか、いろいろ含めて情報収集、それから人間関係もおつくりになったと思います。いよいよ今年はそれを生かして、具体的な成果に結び付けていただく

ような年にできればいいなというふうに思っております。

とりわけこの時期は、どちらかと言いますと、農業者の方も今年の農業計画、営農計画どうしようかということで、それぞれの機関、私どもでいえば農家相談会等々でいろいろなご相談がくると思っていますので、どうか、当然、私がどうのこうの言うあれじゃないですけども、親身になってお話を受けていただき、ちゃんと起承転結、受けて終わるんじゃないかと、少なくともワンストップで全てがいくような形で皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

特に、私も、年前に1件、高齢者の方のお宅に呼ばれまして、農業委員さん、実は今年で農家辞めるんで、りんご畑3枚ばかりあるんですけども、何とか心配してくれないかというようなお話。私は、農業委員の家に来るんじゃないかと、私どもがそのお宅に行つてご相談にのるといふようなパターンが最近非常に増えてきたなというふうに、私自身も感じております。ある面では非常に頼りにされているなということも含めて、受けたものに対してはきちっとしたボールを投げ返すというようなことをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それともう1点は、今日、実は午前中、新規就農者、令和5年度のいわゆる国の制度を使ったかたがた、それから長野市の単独事業でございます親元就農の制度を使ったかたがた、合計7名の方に対する市長さんとの懇談会を今日午前中行いました。残念ながら今日出席されたのはそのうちの3名でございましたけれども、結構、50名まであるんですけど、共和、豊野、真島、松代、若穂、結構幅広く、さらに年齢も一番若い人で26歳、年配の方ですと46歳、いうふうに結構幅広い方が新規就農で入ってきております。

このかたがたたちがこれから、やっぱり、3年、5年、10年先には中核となって地域をけん引していただけるんじゃないかということで、私のほうから特にお願いしてるのは、皆さんがたの周りに必ず農業委員さん、推進委員さん、おられるんで、まず一番真っ先に、あなたの地域の農業委員さん誰ですかということ覚えてくださいということを、私、申しました。何かあれば、農業委員さんに頼っていただければ、何でも動いてもらえるよというお話をしてきましたので、どうかそのご要望に対してはぜひお答えいただけるようによろしくお願いをしたいと思います。

今日は農地法、経基法等々もございます。効率よく、なおかつ厳正に審査いただきますようお願いを申し上げまして、最初のあいさつといたします。よろしく申し上げます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、上田事務局長より挨拶

と連絡事項をお願いします。

上田事務局長 本日はご多用の中、委員の皆さまには、第12回の長野市農業委員会総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。まずはじめに、私からも北陸地方、甚大な被害をもたらしました能登半島地震について話をさせていただきたいと思えます。この度の震災によりまして、多くの農家の皆さまも被災をし、農地、農業施設など、多大な被害が発生しております。現時点におきまして、多くのかたがたが避難生活を余儀なくされております。一刻も早い復旧と復興に向け、長野県農業会議、また全国農業会議所等の支援に関する情報の共有を進めてまいります。

さて、本日は令和6年、最初の総会ということでございます。本委員会といたしましても、今年も昨年に引き続きまして、地域計画の策定に向け奮闘の年ということでございます。各地区において、地域計画、目標地図の素案作りに取り組んでいるところでございます。農業委員会がますます人と農地の問題を中心とした地域の話し合いのリード、そして意欲ある農業者と貴重な優良農地を将来にわたって確保してくとすることを期待されております。本年も事務局一同、委員の皆さまの活動に少しでもお役に立つように業務に邁進してまいります。

本日、ご審議をいただきます農地法関係協議および報告事項が13件、その他の業務に関わる協議事項が2件でございます。よろしくお願いたします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。青木会長、議事進行をお願いいたします。

議長 それでは規定に基づきまして、議事進行の議長をさせていただきます。よろしくご協力をお願いいたします。着座にて進行をさせていただきます。ご容赦いただきたいと思います。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号25番 和田修委員及び議席番号1番 阿部孝二委員をお願いいたします。よろしくお願いたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日、議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がございましたらお申し出ください。特別、いいですかね。

【該当者なし】

議長 それでは当事者なしということで確認をさせていただきます

た。次に議案の訂正の報告を事務局よりお願いいたします。

熊井主幹 事務局の熊井です。よろしくようお願いいたします。はじめに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りをいたしました資料と、皆さまに事前にお届けをいたしまして本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙資料一覧表確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

次に議案の訂正でございますけれども、別冊1の経基法の案件には訂正がございます。本件につきましては農業政策課の関係でございますので、議案の説明の際にご説明させていただきますので、ご了承をお願いしたいと思います。私からは以上です。

議長 それでは議事に入ります。農地法等に関する事項について審議を行います。議案第108号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第108号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。以降説明を着座にて失礼いたします。本冊1ページを、ご覧をいただきたいと思っております。番号1番から2ページの7番までの7件でございます。内容につきましては、所有権移転の案件が6件、使用貸借権の案件が1件となります。

3番及び6番につきましては農家創設の案件でございます。4番及び5番につきましては10アール未満の案件でございます。また、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断をいたしました。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、農家創設を含めてお願いをいたします。はじめに北部地区調査会長から、1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 1番ですが、自宅の敷地に隣接した畑を購入したいというものでありまして、有償による売買であります。有効活用が見込まれますので、許可妥当と判断いたしました。

議長 続きまして、西部地区調査会長から2番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。2番の説明ですけれども、本件農地は受人●●さんの自宅に隣接した畑で、親の代から借りて、自己所有地とともにズッキーニの栽培を行っておりました。今回、渡人が高崎にお住まいということで、将来的にも本件の農地を使用することはないということで、財産整理を目的で売買を行うもの

で、受人も将来的に本農地を使用してズッキーニの栽培を行っていくということで、許可要件を満たしておりますので、承認するのに問題はないと認められます。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から3番及び4番お願いします。

小林地区調査会長 南部調査会の小林です。1ページの3番につきましてご説明申し上げます。こちら、農家創設であります。場所は二ツ柳地籍になりますけれども、こちら、大豆とか、3筆ほどありますけれども、こちらを有償になりますけれども所有権移転という案件でございます。調査会でお越しいただいて計画書に沿って説明をいただきました。調査会では特に問題なしという判断いたしました。

続きまして2ページの4番でございます。4番につきましては、こちらも篠ノ井二ツ柳という地籍になりますけれども、これも自宅のすぐ目の前にある農地、10アール未満ということで、こちらを購入されるということで、こちら調査会では問題なしと判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から5番から7番をお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず5番ですが、所有権の移転です。渡人、受人につきましては兄弟関係ということで、お兄さん所有の農地を弟さんが取得されるということです。こちらの農地につきましては、弟さんが以前から耕作を行っていたという中で、今回、所有権を移転ということになりました。弟さんは後継者もおいでになるということです。

6番につきましては農家創設の案件です。使用貸借権の設定ですけれども、借受人は貸付人の息子さんでいらっしゃいます。現在、まだ会社勤めをされているということで、兼業での農業経営ということになってまいります。兼業ということで、ご家族にも応援していただきながら自家消費の野菜作りということで取り組んでいかれるということです。農機具等につきましては、借用等により対応されるということでございます。

7番につきましては、これも所有権移転ですが、渡人の●●さんのお宅では大規模な農地を所有されている中で、今後、農業がちょっと継続できないということで、今回、遠戚関係にあたる受人の●●さんのほうへ売買がされたということです。特に、所有権の移転にあたっては問題がないということで、3件いずれも許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手を求めます。いかがですか。特にいないですか。

【質疑なし】

議 長 それでは、なしと確認いたしまして、採決に入ります。議案第108号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第108号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第109号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第109号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。3ページをご覧くださいと思います。1番及び2番の2件でございます。1番は農家住宅を建築する転用案件でございます。建築面積につきましては35.25㎡でございます。備考欄に農振除外と記載がありますとおり、令和3年10月4日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。

2番は、農家住宅の建築、倉庫、農業用倉庫及び駐車場を設置する転用案件で、建築面積につきましては65.68㎡となります。また、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなり、許可要件に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものとご決定をいただき県に達しておりました農地法第4条の3案件につきましては全て許可済みとなっておりますので、併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。それではこの案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。東部地区調査会長から1番及び2番についてお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。1番の案件、2番の案件とも追認の案件でございます。1番につきましては、当初、住宅に隣接して作業小屋のような柱だけの施設があったところを住宅用に改装、改築されたということで、そこが隣接の農地にかかっているということが農地パトロールの中で確認されまして、それに基づいて今回是正が行われた案件です。

2につきましては、今回、息子さん夫婦の農家住宅を建設される計画ということで、その中で既存の住宅も隣接の農地に供した状態にあるということが判明したということで、今回、それも含めて転用と是正をされるというものでございます。いずれも今回、是正が全て現況どおり正式に行われたということで、許可相

当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに東部地区調査会長からの報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第109号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしました。よって議案第109号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第110号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第110号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明を申し上げます。5ページをご覧いただきたいと思えます。番号1番から7ページの5番までの5件でございます。1番及び2番につきましては駐車場を設置する転用案件で、1番は備考欄に農振除外と記載がありますとおり、令和5年10月24日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。

3番は資材置き場を設置する転用案件です。4番は駐車場及び資材置き場を設置する転用案件です。5番は農家住宅を建築するための転用案件で、建築面積は85.70㎡でございます。またその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題がないと判断をいたしました。

なお、先月総会で許可すべきものをご検討いただき県に進達しておりました農地法第5条の6件のうち5件は許可済みとなっております。開発許可の必要な1件につきましてはまだ許可書は届いておりませんが、特段の指摘がないことから近々許可の見込みでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1番につきまして説明します。本件、農地はエムウェブの南側にある農地でございます。そのところに立地する●●、米穀販売業の業者であります。既存の敷地が17,000㎡強の敷地がありまして、うち1,225㎡の駐車場があった

わけですが、本件につきまして、エムウェーブ南側の産業団地計画のためにその駐車場がつぶれるということから、賃貸借権の設定によって駐車場の設置をしたいというものであります。農振除外日が昨年10月24日でありまして、許可要件に照らして許可相当ということで調査会では認めました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から2番から4番お願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。2、3、4とご報告をいたします。2番になりますけども、受人は解体業者さんなんですけども、自社の既存の駐車場が手狭になったため、新たに新しい土地を探していましたところ、会社から徒歩圏内に条件に合致した申請地が見つかったということでありまして、従業員の駐車場と重機の置き場ということで転用したいという案件であります。事業計画を詳細に確認し、それから現地も調査いたしましたけれども、近隣の住民には説明をしておいて了承いただけるということと、駐車場のために営農条件には直接的な支障がないということから、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。

めくっていただきまして3番ですけども、3番は建設業者の資材置き場設置案件になります。受人の不動産兼建設業の方なんですけども、現在、松代の豊栄に資材置き場を借りておったんですけども、その土地を返還しなければいなくなったということでありまして、代替地を探していたところ、この転用の場所に、申請の場所に、見つけたということでありまして、事業計画によれば、隣接が田んぼになっておりますけども、そこから1メートル後退して30センチほどの盛り土をするということでありまして、後退したその農地1メートルの幅については定期的に除草、雑草除去を行って周辺の農地に迷惑は掛けないということで誓約書をいただいております。そんなことで、周辺の営農条件に支障はないということに許可相当というふうに判断をいたしました。

4番目も、これも受人は建設業の方なんですけど、資材置き場及び駐車場を設置するという案件になります。事業計画によりまして、受人の業績、非常に好調ということで、資材置き場が不足しているということから今回の申請地に至ったという、巡り合ったということでありまして、事業計画と、これも現場を確認いたしました。申請地は18号線の大塚南の交差点の横なんですけども、●●の大きな工場とそれから県道に挟まれた農地でありまして、その農地とそれからその隣接も農地があるんですけども、これは現在使われていないという状況のため周辺農地の営農条件には支障がないというふうに判断いたしまして、調査会では許可相当ということに決定いたしました。以上であります。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から5番お願いいたします。
近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。5番の案件につきましては、借受人は以前農家創設を行った方です。貸付人と借受人の関係は義理の親子という関係になります。お母さんの娘婿がこの借受人ということになります。その義理のお母さんも農業を継承するためにも耕作地の地元に、今回、義理の息子さん夫婦、娘さん、息子さん夫婦の農家住宅を建設するという中で転用でございます。用地につきましては、ぶどう畑の約半分、東側半分を住宅用地として転用されるということで、既にぶどうの木なども処分が進んでいるということです。隣接の農地への影響についても特に問題ないということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。
【質疑なし】

議 長 それではないものと判断をいたします。それでは採決に入ります。議案第110号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第110号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第111号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明についてを議案といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第111号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明につきましてご説明を申し上げます。9ページを、ご覧をいただきたいと思っております。番号1番の1件でございます。資料右側の備考欄を、ご覧をいただきたいと思っております。関東信越国税局の公売案件と記載がございます。農地の公売に参加するにあたり、農地法第3条の取得ができるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうか決定をいただくものでございます。申請人は木島平村、●●さん、申請地につきましては大字穂保の4筆となります。

当議案につきましては、昨年12月27日開催の第11回総会におきまして、議案第103号で審議をいただきました買受適格証明に係る申請地と同一の4筆となります。なお公告は令和5年10月26日、入札期間は令和6年2月5日から2月15日、開札は令和6年2月20日でございます。期間につきましても同一となります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から説明がありました。それでは1番について北部地区調査会長から検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。本件につきましては、先ほど説明あったとおり入札案件でありまして、2月5日から2月15日までの期間での入札で、2月20日に開札が行われる案件であります。この人が落札した場合には登記に移るということで買受適格証明を事前に求められたものでありますが、本件につきましては●●さん、所有地が2,358㎡、耕作地面積が413㎡ということで、現在野菜を作るという方でございます。ということで、農家創設案件に該当しますので、本人の出席をいただいて営農計画等について聞き取りをしましたけれども、営農計画に特に問題はなく、落札後は農地が有効利用されるであろうということで買受適格証明、妥当ということで調査会では判断いたしました。以上になります。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに北部地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。

阿 部 委 員 はい。

阿 部 委 員 長 はい、阿部委員。

阿 部 委 員 入札の公告は2月5日から15日ということ、これからということなんですが、国税局の公売の件でいくと、どこでも入札することができるということだと思っておりますが、それがもし間違っていればあれなんですけど、所在地の関係で、関係の農業委員会が許可をしなければならないということであれば、この件数だけの申請ということになると思っておりますが、今のところ1件だけということなのか。

それで、今日時点で総会が開かれるということでもありますので、次回とすれば2月28日に総会になりますので、そのときには入札が終わってしまうということなので、1件だけの入札ということと、それから関東甲信越の関係で、どこでも公売の入札ができるのかどうか、その辺のところを教えていただければと。

議 長 それでは事務局よろしいですか。

熊 井 主 幹 この案件につきましては、前回の総会のほうでも同じ案件といえますか、申請地で買受適格証明の可否につきまして判断をしておりますところでございますので、今回で2人目というような形になります。本案件につきましては、長野市のほうに農地があって、長野市のほうで農家創設というようなことでございますので、長野市のほうで申請をしていただき、許可できれば入札に参加していただくという形になりますので、現段階でこちらのほう

で買受適格証明という形に出しておるものにつきましては2件という形になります。以上です。

議
阿 部 委
議

長 阿部委員よろしいですか。

員 はい。

長 それ以外にご質問、ご意見ございますか。特によろしいですか。それではないようでございますので、採決に入ります。議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第111号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第112号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹

議案第112号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきましてご説明を申し上げます。11ページを、ご覧をいただきたいと思えます。この制度を利用して税務署に申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることとございます。今月は2件につきまして適格者であるか決定をいただくものでございます。

まず1番でございますけれども、相続人につきましては長野市神楽橋●●の●●さんでございます。特例適用農地につきましては4筆で、面積につきましては944.83㎡で、本件は平成24年に生前一括贈与による贈与税の納税猶予に関する適格者として決定をいただいたもので、この度被相続人の死亡に伴う相続税の納税猶予に関する適格者証明であるか決定をいただくものでございます。

2番につきましては、相続人が長野市新諏訪1丁目●●の●●さんでございます。特例適用面積につきましては、6筆、768.0㎡で、その他の内容につきましては記載のとおりでございます。またその他の内容につきましては議案の記載のとおりになっておりますが、説明をこれで以上と終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長 ただいま事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長

北部の善財です。1番につきましては事務局の説明のとおりなんですが、記載のとおり平成24年5月に特例適用農地の経営を開始したということとありますが、贈与税の納税猶予を受けた土

地をその後問題なく耕作してきましたけれども、親の死亡により贈与税は免除と、それから改めて相続税の計算になったところ、納税猶予の申請をする必要があるということで、適格者証明を求められているものでございます。本件につきましては問題ないということで調査会では判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から2番、お願いいたします。
和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。被相続人●●さんの所有する土地1,260㎡のうち市街化区域にあります農地768㎡の相続税の納税を猶予するもので、相続人●●さんは相続開始前から被相続人と一緒に農業に従事しており、年齢が●●歳ということで、今後も引き続き本農地を自家消費野菜の栽培に使うということを確認しておりますので、適格証明を行うことに問題はないと認められます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明についてご発言のある方は挙手を求めます。いかがですか。特別よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 それでは質問等ございませんので採決に入ります。議案第112号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって議案第112号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第113号 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に関する法律附則第5条の規定に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 長 野 市 農 業 政 策 課 の 相 澤 と 申 し ます。議案第113号 農業経営
相 澤 主 事 基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。はじめに議案の訂正について説明申し上げます。本日お手元に、第12回総会議案訂正表（農業経営基盤強化促進法関連総会用）と書かれたA4、1枚のものと、もう1枚差し替え文をお配りしています。訂正表を、ご覧ください。

上から説明させていただきます。別冊1の78ページを、ご覧ください。こちらは農用地利用集積計画の一部の取り消しの決定についてですが、下の段の番号100の合計面積に誤りがあまして、1,080㎡ではなく532㎡に訂正をいたします。次に82ページを、ご覧ください。また82ページと一緒に本日お配りしました

差し替え表も一緒にご覧ください。こちらにつきましては、82 ページの集計値の当初集計値に誤りがあったこと、また、これからご説明します1件の取り下げに伴いまして権利設定を受ける人数に修正が生じたため、82 ページの差し替えを行いました。

次にその1筆の取り下げについて訂正の説明をいたします。83 ページを、ご覧ください。83 ページの番号1番、借人の●●さんが大豆島地区の2筆を権利設定するのを取り下げを行いました。こちらの理由ですが、市の農業公社が当事者に話をお聞きして、当事者同士の都合が合わなかったことで取り下げを行いました。

最後に84 ページ、85 ページを、ご覧ください。こちらは番号5番の●●株式会社が借人となっておりますが、代表者●●さんの名前が記載していなかったため、代表●●の追記訂正を行います。訂正は以上となります。こちらの訂正につきまして何かご質問等ありますでしょうか。

それでは議案の説明に入らせていただきます。農業経営基盤強化促進法の別冊1の表紙を、ご覧ください。同法の基本構想を掲げた市町村においては農林水産省の定めるところにより農業委員会の決定をへて農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。その農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること、②農用地の全てを効率的に耕作し農作業に常時従事すること、③利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。

それでは議案別冊1の2ページを、ご覧ください。所有権移転及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数は208件、総面積は165,359.15㎡でございます。ページを戻りまして1ページを、ご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したものです。合計数値は先ほどと同様で、今回利用権の設定を受ける方は85名、利用権を設定する方は142名となっております。以上につきましてご決定いただきますよう、よろしくご審議をお願いいたします。

議

長 それでは審議に入ります。まず1の所有権移転関係について順次各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で、所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定ですが、2から5の賃借権及び使用貸借権につきまして一括報告をいただきます。6の農地中間管理事業及び7の農地中間管理事業の使用貸借権につきましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっております。農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明とさせていただきます。

それでははじめに、1の所有権関係の1番から16番について各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番から4番お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。所有権移転の1番から4番まで、それぞれ所有権移転要件を満たしているということで調査会では妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、西部地区調査会長から5番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。5番につきましては、渡人と受人は長年土地を交換して耕作しており、この度その財産整理のために農地の所有権移転ということで申請してきたものであり、受人が今後も引き続き本地で野菜作りを行うということで許可要件を満たしておりますので、承認することに問題はないと認められます。以上です。

議 長 続きまして、中部区調査会長から6番から8番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 6、7、8とも、受人は今、管内で手広く耕作している既存の農業法人でありまして、農地を継続して活用するということが問題はありません。なお、8番は一応公社の売買で公社を経由しておりますけれども、このうち、速やかにまた●●のほうに譲渡するということがあります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から9番10番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。9番10番。9番につきましては、こちら車の農地へと侵入路ということでもあります。続きまして10番につきましては、農地の取得ということですね。ですからどちらも調査会では許可相当と、問題なしと判断いたしましたので、以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から11番から16番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。11番につきましては、受人が以前から耕作を行ってきた土地について今回所有権が移転されたものです。12番につきましては、渡人の農地が受人の農地に隣接しているんですが、この農地が袋地農地ということで以前から購入について打診があったものを今回所有された、購入されたという案件です。

13番、14番につきましては、受人が今まで農業を兼業で行っていましたが、今後農業に力を入れたいという中で新たに取得をされたものでございます。15番につきましては、受人が以前から

耕作を行っていた農地について、今回所有権を移転されたということです。

8ページの16番ですが、こちらのほうが多く筆数としての移転になりますが、この農地につきましては、以前受人の農家創設の申請がございました。その受人が専業農家ではなくて不動産を営まれている方であったということで、本来の目的と異なる取得ではないかという中で、また現実に対象となる農地で耕作を行っている方がおいでになったという中で、そういった方の事情状況も全く考慮されない中での話ということで、その段階ではいったん調査会としては許可できないということで判断をいたしました。その後いったん取り下げられましたが、また再度、今度は、当初申請されたのは今回の受人のお父さんということで、父親ということで高齢というようなこともあって、今回は息子さんの名前の申請でございます。

息子さんはやはり不動産業を営んでいらっしゃるということで、他にも農地を所有されている中で、何年か前に農家創設はされたということで、これがいろいろ担当の委員さん、また地域の委員さんも非常に悩ませた案件ということで、渡人も宅地・農地を相続した中で、宅地の売買を依頼した不動産屋さんに農地も含めて全ての売買の依頼をされていると。渡人のほうでは、農地の状況とかそういったことについては一切関知されないと。間に入っている業者さんのほうで全て任せているというようなことで、なかなか元の所有者の方との調整というのも難しいという思いがあったようです。

その経過というのはいろいろ問題はあるかと思われませんが、農地として一部耕作的なことも行っている。また、ある程度管理もされているというような中で、これを否とする要件がないということで、苦渋の判断というような中で、許可することと判断をしたものでございます。

また調査会の中で、そういった農地の売買等にあたって、不動産屋さんのほうへ仲介を依頼するケースが結構あると。そうではなくて、やはりそういった場合には農業委員、推進委員のほうへまずは相談していただくということが大事ではないかと、そういったことを農業者のほうにも広く周知をしていくことが必要ではないかというような意見が出されました。以上です。

議

長 ありがとうございます。1件から16件ございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及び、ただいまの地区調査会長の報告につきまして、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑、ないものをご判断いたします。所有権移転関係についてのみ採決に入ります。所有権移転関係につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。

それでは続きまして、2から5の利用権設定関係について、一括、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いを申し上げます。利用権設定関係につきましては、まず6年未満の賃借権が2件、10年以上の賃借権が10件、使用賃借権が23件です。はじめに北部地区調査会長お願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。まず、6年未満の賃貸借権の設定であります。本件、5年の期間設定で行われるものでありまして、要件を満たしていると判断いたしました。それから、次、続けていいですかね。

議 長 はい。

善財地区調査会長 ページめくっていただいて、利用権設定の10年以上の案件ですが、1番、2番、こちらもそれぞれ問題ないということで、妥当と判断いたしました。それから使用賃借権の設定ですが、14ページの1番、本件につきましても要件を満たしているということで、特に異論はありませんでした。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。10ページの3番ですけども、本件は戸隠で大規模に農業を行っている方で、近隣の人が農業できないということで、今回、利用権設定、賃借権を行うもので、将来的にわたって耕作を希望している方ですので、許可要件を満たしていますので、承認することに問題はないと考えられます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長。

北村地区調査会長 中部地区ですけども、賃貸借と使用貸借、いずれも1件を除いて全部更新でありますので、問題ないというふうに判断をいたしました。1件だけ新しく新規契約なんですけども、利用権設定10年以上、11ページの6番になりますけども、この案件については、今、耕作している人が亡くなって、この若い受人にお願いしたということになります。これからは農業を続けてもらえるということになります。原案どおり決定していくことで問題はありません。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。6年未満ということで、9ページの2番です。こちらも利用権設定の更新ということになりますので、問

題ないと判断いたしました。続きまして、10年以上、12ページになります。12ページの7番、8番、9番ですけれども、こちら、経基法の更新の賃貸借権の件、こちらにつきましても、7番につきましては。

議 長 これ3件とも同じ人で。

小林地区調査会長 そうですね。

議 長 農家創設ですね。

小林地区調査会長 そうです。同じ人なんですね、これ。農家創設で、実際お越しいただきまして、計画書に沿って説明をいただきました。聞き取りを行った結果、調査会では許可相当と判断いたしました。9番はですね、失礼しました。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長、お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。まず、賃借権10年以上、賃貸借権、13ページの10番ですが、こちらについても更新の案件で、お若い方が一生懸命ぶどう作りをされている案件です。続きまして使用貸借権で、18ページの14番からになります。ほとんどが更新のもので問題がないものですが、18番が新たな申請ということで、こちらにつきましては、隣接の農地を受人が使用するというような内容のものです。21ページの22番も新規になりますが、受人が若い方で、ぶどう作り、果樹の耕作を行っている方なんですけれども、既に植栽等も行われているということで、問題ない案件かと判断をしたものです。以上です。

議 長 ありがとうございます。6番及び7番の農地中間管理事業につきましても、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。それでは農業政策課の説明及び地区調査会長の報告についてご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑がございませんので、利用権設定関係について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員、賛成を確認いたしました。よって、以上、議案第113号につきましては、全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第114号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改定する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しの決定について議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 議案第 114 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により定めた農用地利用集積計画の一部取り消しについてご説明申し上げます。議案別冊 1 の 78 ページを、ご覧ください。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めるものとされておりまして、取り消しの決定を行う場合も農業委員会の決定を経て行うことが必要であるとされているため、決定をお願いするものです。公告日は令和 3 年 8 月 1 日で、令和 3 年 7 月 30 日の農業委員会の総会で決定をいただいたものです。取り消す農用地利用集積計画は、利用権設定関係農地中間管理事業の使用貸借権です。

一つ目の所在は、篠ノ井塩崎●●の農地で、渡す方、●●さん、受ける方、●●さんです。次にページをおめくりいただきまして、79 ページをご覧ください。二つ目の所在は、篠ノ井塩崎●●の農地で、渡す方は先ほどと同じ●●さん、受ける方は●●さんです。今回の取り消し利用ですが、令和 3 年 7 月 30 日の農業委員会総会の決定前に、渡す方でありまして●●さんが死亡したことが判明したからです。以上につきまして、ご決定いただきますようよろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果及び意見等の報告をお願いします。南部地区調査会長から 98 番、100 番及び 121 番、124 番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。78 ページの 98 番、塩崎の案件ですけれども、こちらお亡くなりになったということでございます。したがって、取り消しということで調査会では問題ないというように判断いたしました。

続きまして 121 番、こちら塩崎の方ですけど、同じ方ですけど、お亡くなりになりましたので、全て取り消しということになります。121、124 ということですね。以上です。特に問題ないと思います。

議長 長 いずれにいたしましても申込者の方が死亡されたということで取り消し案件でございますけれども、説明に対するご発言ございますか。特によろしいですね。

【質疑なし】

議長 長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 114 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認させていただきました。よって、議案第 114 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 115 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(機構配分)の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 議案第 115 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第
相澤主事 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(機構配分)の意見
聴取について説明いたします。機構の配分計画については、農地
中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項において、市町
村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものと
すると規定されており、農家創設及び市外在住の担い手の場合、
これに該当し、意見聴取をお願いするものです。

それでは別冊 1 の 80 ページをご覧ください。今回、権利の設定を受ける方は、農家創設者 2 名で、賃貸借と使用貸借権で 4,794.0 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。81 ページを、ご覧ください。番号 1 の●●さんは、花き全般の栽培で屋島地区において農家創設をする方になります。番号 2 の●●さんは、野菜全般の栽培で若槻東条地区において農家創設をする方になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいま農業政策課から説明がありました。それでは地区調査
会長から検討結果について、農家創設を含めて、意見等の報告を
お願いいたします。北部地区調査会長から 1 番及び 2 番について
お願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番及び 2 番ともに農家創設案件でありまし
て、本人の出席をいただいて話を聞いたところ、営農計画に問題
はないということで、妥当ということで調査会では判断いたしま
した。以上です。

議長 それでは質疑に入ります。農業政策課の説明並びに北部地区調
査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特
によろしいですかね。

【質疑なし】

議長 ないようでございますので採決に入ります。議案第 115 号を原
案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 115 号は原
案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 116 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画(機構配分)の決定についてを議題といたします。農業政策課から説明を、お願いいたします。

農業政策課 議案第116号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第
相澤主事 11項の規定による農用地利用集積等促進計画(機構配分)の決定
についてご説明いたします。本計画は既に農地中間管理機構が地
権者から借り受けている農地を別の担い手へ貸し付ける計画に
なります。それではお手元の、本日訂正でお配りしました訂正の
表の、2枚目の差し替え表を、ご覧ください。今回、機構配分を
受ける方は11名で、賃貸借及び使用貸借により30,782㎡を長野
県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。

議案別冊1に戻りまして、83ページを、ご覧ください。番号1
番は先ほどの訂正でお伝えしましたとおり取り下げを行いました。
番号2は●●さんが津野地区で水稻を栽培する計画。番号3
は●●さんが川中島町四ツ屋地区で野菜全般を栽培する計画。番
号4は●●さんが真島町真島地区で花き全般を栽培する計画。84
ページ、85ページの番号5番、●●株式会社が信更町高野地区で
醸造ぶどうを栽培する計画。番号6は●●さんが、篠ノ井杵淵、
若穂綿内、若穂川田地区で麦、野菜全般を栽培する計画。番号7
は●●さんが松代町牧島地区で野菜全般を栽培する計画。番号8
は●●さんが松代町大室地区で水稻を栽培する計画。番号9は●
●さんが若穂綿内地区で水稻を栽培する計画。番号10は●●さ
さんが若穂川田地区で水稻を栽培する計画。番号11は●●さんが
若穂川田地区で水稻を栽培する計画。番号12は●●さんが若穂
川田地区でぶどうを栽培する計画となります。説明は以上でござ
います。決定いただきますようご審議をお願いいたします。

議長 長 ただいま農業政策課から説明がありました。それでは地区調査
会長から検討結果について意見等の報告をお願いいたします。は
じめに北部地区調査会長から2番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。2番につきましては米を作っている農家であ
りまして、近隣の耕作が困難な田んぼを耕作いただいている方
で、問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 長 続きまして、中部地区調査会長から3番及び4番をお願いいた
します。

北村地区調査会長 はい、ご説明いたします。3番、4番とも、現在、●●という、
先ほどちょっと出ましたけども、大規模にやっつけらっしゃる法
人が配分を受けていたんですけども、3番については●●さんが
●●の両側を水田をやっつけまして、今回話し合っ、効率性
という観点から配分を変えてもらったということでもあります。

4番はこれも●●が借りていたんですけども、隣の●●さん
という方がユーカーをぜひやりたいということで、話し合っ、了解
をいただいたということでありまして、配分を変更するというこ
とでもあります。以上になります。

議 長 続きます、南部地区調査会長から 5 番及び 6 番をお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。5 番につきましては●●ということで、皆さんご存じかと思いますが、●●さんが計画されているものでございます。調査会としてもいずれ問題なしということで、許可相当と判断いたしました。

議 長 続きます、東部地区調査会長から 6 番の管轄分の 3 筆から 12 番までお願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。6 番の一部から 12 番までの案件ですが、調査会の中では特に意見はございませんでした。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長からのご報告についてご発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それではないようございますので採決に入ります。議案第 116 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 116 号は原案のとおり決定いたしましたので、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請をお願いいたします。

続きます、議案第 117 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 117 号 非農地決定につきましてご説明を申し上げます。農地法の議案本冊 53 ページを、ご覧をいただきたいと思っております。番号 1 番から 23 ページの 279 番まででございます。23 ページに面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものにつきましては、山林が 70 筆で、面積が 27,466 m²。原野が 209 筆で、面積につきましては 85,915.39 m²、合計で 279 筆、113,391.39 m²でございます。多くは昨年 10 月に対象者、篠ノ井地区、中条地区に調査結果と非農地通知交付申請書を送付したことから申請があったものでございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。ご発言のある方は挙手ををお願いいたします。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは採決に入ります。議案第 117 号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第 117 号につきましては原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 36 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 37 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、及び報告第 38 号 農地法第 4 条の規定による農用地施設(2アール未満)の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 36 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につきまして、ご報告を申し上げます。25 ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号 82 番から 84 番までの 3 件でございます。4 条の転用届となり自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届でございます。いずれも市街化区域内の農地の届出でございます。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、報告第 37 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出につきまして、ご報告を申し上げます。27 ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号 160 番から 33 ページの 183 番までの 24 件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条の届出となります。農地の権利移動を伴う転用届となります。内容につきましては記載のとおりとなっております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 38 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設 2アール未満の届出につきましてご報告を申し上げます。35 ページを、ご覧をいただきたいと思います。番号 1 番の 1 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2アール未満でございまして、農業委員会へ届出を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。以上、報告案件の 3 件につきましてご説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から報告第 36 号、第 37 号及び第 38 号について説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。特にないですね。

【質疑なし】

議 長 報告案件でございますので、ご了解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

ただいま 16 時 20 分になろうかと、過ぎましたけども。どうし

ましょう。お手洗い、いいですか。まだ時間ありますから。じゃあ、すみません、後もありますけども、16時半まで暫時休憩いたします。

【休 憩】

議 長 それでは、定刻になりましたので会議を再開いたします。その他農業委員会業務に係る事項について、審議をいたします。議案第118号 令和5年7月1日の豪雨災害で被災した農地等復旧に対する要望についてを議題といたします。それでは、事務局から本案件の説明をお願いいたします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。最初に、議案第118号の資料1をご覧くださいと思います。こちらの資料の訂正をお願いします。1番最後の4ページでございます。題名がございますが、集中豪雨等による農地・農業用施設の設が抜けておりました。大変申し訳ございませんが、設を加えていただきますようお願い申し上げます。それでは、説明につきましては着座にてお願いします。まず、本件の概略を説明させていただきます。農地の災害復旧につきましては、所有者又は耕作者の方が工事費の1割を負担して、災害の復旧をしております。今回、市の改正がありまして、基準を満たした場合に1割の負担金について減免がさらに適用されることになりましたので、その説明と分担金の減免に必要な手続きについて、説明をさせていただきます。

資料の1ページの1の農地の災害復旧についてを御覧ください。農地の災害復旧は、農地整備課が所有者又は耕作者の方と復旧方法・分担金の負担及び営農の継続の確認などの協議を行い、復旧工事の発注業務を行っております。続きまして、2の分担金の減免に関わる条例・規則をご覧ください。長野市では、記載の条例と規則により、分担金の減免が可能となっております。続きまして、2ページをご覧くださいと思います。3の定義でございますが、まず、災害とは、豪雨・台風・洪水・地震・暴風など天然現象に因り生じる災害としております。また、激甚災害とは、激甚災害法に基づいて政令で指定された災害となります。激甚災害に指定されますと、国は災害復旧事業の補助率を増やして、被災地の早期復旧を支援いたしております。続きまして、4の減免対象の基準と内容をご覧ください。①の減免対象の基準につきましては、二つございます。アとしまして、激甚災害の指定を受けた災害が起因であること。イとしまして、農業委員会等からの減免要望があること。この二つを満たした場合に、四角の枠の中にありますように、長野市土地改良事業分担金等徴収条例第5条の規定に基づき、減免の事務申請が進められることとなります。続きまして、②の減免の内容でございますが、原則、減免対象の基

準を満たした災害は、負担金が10%から3%に減免されます。農業委員会では、激甚災害の指定を受けた災害が起因で災害復旧がされた場合は、減免要望をしてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページ目をご覧いただきたいと思います。5の令和5年度の激甚災害指定の情報提供についてでございます。今回の減免の対象は、令和5年の4月1日までさかのぼることが決定しましたので3ページに記載のあります激甚災害につきまして、減免の要望をしたいと考えております。まず、①でございますが、令和5年5月28日から7月20日までの豪雨及び暴風雨による災害について、こちらが閣議決定で激甚災害と指定されております。②にありますように、本市におきましては、7月1日の豪雨が対象となっております。③、7月1日の災害の詳細でございます。篠ノ井、信更、戸隠、鬼無里、信州新町、中条、合計で42件の復旧工事・緊急処理がなされております。こちらの42件に対しまして、今現在、負担割合1割となっておりますけれども、それを今回の申請によりまして3%まで下げたいというのが狙いです。そうしますと④にありますように、今後の手続きとしまして減免の要望書の提出後、長野市土地改良事業分担金等徴収条例第5条の規定に伴う市長決裁及び告示がなされます。減免対象者への通知及び減免に関わる書類の提出依頼がありまして、分担金の請求書の発送というかたちになります。ちなみに先ほどの42件の工事箇所でございますけれども、7月1日はまだ農業が盛んに行われている時期でございましたので、工事がまだ済んでいないところがございます。これから農閑期の2月、3月から行うところもあるということでございますが、7月1日に災害にありました42箇所について、今回減免の申請をさせていただきたいと思っております。

最後の4ページをご覧いただきたいと思います。7月1日の豪雨災害が激甚災害となりましたので、農業委員会から長野市長に対して集中豪雨等による農地・農業用施設の災害復旧対策についての要望書をこのようなかたちで出したいと思っております。本件については、担当課であります農地整備課と協議した結果、このようなかたちで出していただければ問題ないだろうと、そこまで詰めてある内容でございます。本件については、災害にあった農家の方々の負担を軽減するための要望となりますので、是非ともご決定いただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

議

長 ただいま事務局より説明がありました。ただいまの説明に対し、ご発言、ご質問等がありましたらお願いいたします。はい、阿部委員。

阿 部 委 員 10 パーセントから 3 パーセント、という点では非常にいいと思うのですが、激甚災害ということなのでかなり大規模に国の指定があったということなので、他の長野県内での農業委員会、また、市町村、市はかなり厳しいかもわかりませんが、町村の関係でいけば負担金 0 というところがあるのかどうか、わかれば報告をしていただきたい。できれば 0 パーセントで負担金なしで申請ができないのかどうか、条例との関係でなかなか難しいとは思いますが。それと 10 パーセントから 3 パーセントになった場合の財源措置、国、県、市それぞれの負担金がどうなるのか。その具合によって教えていただきながら、さらに検討していただければと思うのですが。なにを言いたいかというと災害ですので、農家の皆さんが農業を継続していくためには、負担がないように元の農地に復旧するということが大事だと思うのです。しかし復旧する間は農業ができない、収入がないということだと思うので、期間が長ければ長いほど、復旧のためにお金を負担しなければならない。耕作ができない期間は収入が無くなる。こういう負担になってしまうので、できるだけ農家の皆さんに継続していただくためには負担がないように努力していくことが必要じゃないかと思うので、そのへんのことを考慮していただきたいと思います。

議 長 では、とりあえず事務局のほうで、今の阿部委員に対するコメントがありましたらお願いします。

笠井事務局長補佐 他市町村の状況等ですけれども、担当が農地整備課ということもありまして、そのような状況がわからないところが現実です。また調べておきたいと思います。今回のこの件の担当が農地整備課ということもありますので、今の阿部委員からお話がありましたことを農地整備課のほうにもよく伝えさせていただいて検討していただくようお願いをしていきたいとは考えております。

議 長 阿部委員、よろしいですか。では、あらためてご回答、ご報告をお願いします。ほかの委員、ご質問等ございますか。よろしいですね。それでは、この議案については、農業委員会の決定を求めていますので議案第 118 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。議案第 118 号 令和 5 年 7 月 1 日の豪雨災害で被災した農地等復旧に対する要望については原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第 119 号 農地の賃借料情報についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いします。

駒 村 係 長 事務局の駒村です。よろしく申し上げます。議案第 119 号 農地の賃借料情報について、説明させていただきます。資料 2 をご

覧ください。説明は着座で失礼します。この農地の賃借料情報は毎年公表しているものになりますが、根拠法令は農地法第 52 条で、農業委員会は借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものと規定されており、この規定に基づき公表しております。取り扱いですが、農業委員会が賃借料の目安として公表していた標準小作料が、農地法の改正により、平成 21 年 12 月に廃止されたことから、それに代わるものとして、現在は全国農業会議所作成の『農地の賃借料情報提供の手引き』に基づき、実際にあった取引の集計値を参考として公表しているものになります。令和 5 年平均的賃借料は 2 ページのとおりです。2 ページをご覧ください。データの取得期間については令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月までのものになり、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借等については、12 月公告分まで、農地法に基づくものについては、12 月総会の対象案件までが対象となっております。

算出方法ですが、手引きに基づき、賃借料情報の信頼性を高めるため、全賃借料データの平均値×±70 パーセントを超えるもの、つまり平均に比べて著しく高額、あるいは低額なものを除いて算出いたしました。

2 ページの上半分 1 は賃借料の情報、下半分の 2 では無償の貸借である使用貸借の件数と全利用権設定件数に占める割合となっております。なお、1 の賃借料の情報ですが、5 件未満のデータについては必要データ数を満たしていないため件数のみの記載としております。

3 ページをご覧ください。参考資料として過去 5 年間の長野市における農地の賃借料の推移を添付いたしました。1 は過去 5 年間の賃借料の平均額、2 は全利用権設定数に占める使用貸借の割合になります。資料は 1 ページに戻りまして、5 「農業委員会だより」への掲載は、令和 6 年 3 月発行の第 97 号農業委員会だよりを計画しております。なお、農業委員会だよりには、長野市全体の平均額、最高額、最低額、件数、使用貸借件数のみを掲載し、ホームページの方に資料の 2 ページの内容を掲載する予定でございます。説明は以上となります。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま議案第 119 号農地の賃借料情報について、事務局より説明いただきました。ただいまの説明に対しまして発言のある方の挙手を求めます。はい、阿部委員。

阿 部 委 員 　　先ほどの議案で決定した中で一俵の使用料ということで書いてあったものがあったと思うのですが、その場合の金額的な単価というのは、なかなか難しいところですが、そういった場合はど

うやって評価しているのか、それとも低い金額ということで除外するのか、そのへんのところを教えてくださいと思います。

議 長 事務局。いわゆる、現物だよ。現物支給の場合の評価はここに入っているかどうかということです。

駒 村 係 長 事務局の駒村です。現物につきましては金額を出すことが困難なため含めておりません。賃借料が決まっているものについてだけデータとして使わせていただいております。

議 長 現物上納については含まれていないということですね。

駒 村 係 長 含まれていません。

議 長 阿部委員、よろしいですか。他にご意見ございますか。ご質問特によろしいですか。それでは、意見が出尽くしたということで採決に入ります。議案第 119 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。議案第 119 号農地の賃借料情報については原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございます。ほぼ予定通り進めることができました。その他、皆さんから議案のご提案ありましたらお受けいたします。よろしいですかね、ないですね。それでは以上で私の任を解かしていただきます。進行を曾根代理へお渡しします。お願いします。

曾 根 会 長 代 理 青木会長ありがとうございます。以上で本日の議事は終了となりました。次に 8 のその他に移ります。本日の議事全体を通して委員の皆さんからご意見等ありましたらお願いしたいと思います。阿部委員さん。

阿 部 委 員 お手元に事務局か 1 月 30 日付の信毎の記事のコピーが渡っていると思うのですが、この記事の一週間くらい前のときには、食肉公社が松本市から借りている土地を期日までに返さないといふだめだというニュースが出たので、そんな中で JA のグリーン長野が中心だと思うのですが署名を開始するといった記事があったもので、しかし 1 月 30 日に見た中では松本のほうでも期日を検討して延長するという感じのニュースになったもので、もし食肉公社移転で建設がきちっとスムーズにいけばいいと思うのですが、もしなかなかいかないってことになれば、また長野市でも出資したり、市長が役員になっていたり、農業全体の中でいけば畜産農家の皆さんの重要な拠点でありますので、私たちもなんらかの形で協力できればということで一応関心を持っていただければということで、とりあえず報告だけさせていただきたいと思いますがよろしくお願いします。

曾根会長代理 ありがとうございました。他によろしいでしょうか。なければ事務局から今後の日程説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思います。次第の表の一番下でございます。今後の日程ということで第13回の総会でございますが、令和6年2月28日の水曜日、今回は午前10時から正午まで。場所は今回と同じ講堂、第二庁舎10階となります。午後は引き続き合同研修会となりますのでご承知おきをお願いします。続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。下段の3番今後の会議等日程一覧でございます。新規で載せてございますのは5番の第14回総会、令和6年3月28日の木曜日、午後1時30分から午後4時まで。場所は今回と同じ講堂、第二庁舎10階となります。お忙しいところ恐縮ですがご予約を入れていただきますようよろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理 どうもありがとうございました。以上で第12回の総会を終了といたします。長時間にわたりましてありがとうございました。